

○グラントワ施設利用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芸術文化活動における日頃の練習を披露するための公演の場の創出及びグラントワの施設利用を促進し、以って地域における芸術及び文化の振興を図ることを目的として、益田市・津和野町・吉賀町（以下「圏域」という。）の住民又は出身者の個人や団体が主催者として行う音楽、演劇、舞踊等の文化・芸術活動に対しグラントワ施設利用料を予算の範囲内で助成するグラントワ施設利用助成金交付における必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、次の各号に掲げるものを全て満たす事業とする。

- (1) 圏域の在住又は出身者である個人もしくは団体が主催者兼演者である事業。
- (2) 大ホール又は小ホールを利用する来場客を伴う事業。
- (3) グラントワ実施の施設利用減免措置及び他団体によるグラントワ施設利用補助を受けていない事業。
- (4) 令和8年8月6日から令和9年3月31日までの間に実施される事業。
- (5) その他、会長が特に認める事業。

(助成対象外)

第3条 次に掲げる事業は、助成の対象外とする。

- (1) 講師、専門家等による講演会。
- (2) 職場研修や総会といった一般入場者の想定がない事業。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる事業。
- (4) 申請者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・関係団体又はその関係者、その他反社会勢力である事業。
- (5) 島根県芸術文化センター管理規定に反する事業。

(助成対象経費等)

第4条 助成金の対象となる経費は、助成対象事業の実施に要するグラントワ大ホールもしくは小ホールの利用料とする。

2 助成金の交付額は50,000円を上限とする。ただし、当該事業実施にあたり収入及び収入における利益が発生した場合は50,000円から利益分を差し引いた額を助成額とする。

(交付申請)

第5条 助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、グラントワ施設利用助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支計画書
- (2) グラントワ施設利用料が分かるもの。
- (3) グラントワ施設利用許可書。
- (4) その他会長が特に必要と認める書類。

(交付決定)

第6条 会長は前条に基づく申請を受理したとき、当該申請に係る書類を審査し助成対象事業であると認めた場合はグラントワ施設利用助成決定通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は当該助成事業を完了したときは、グラントワ施設利用報告書兼助成金請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了日から起算して30日以内かつ当該年度の末日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) グラントワ施設利用領収書
- (3) その他会長が特に必要と認める書類。

(助成金交付)

第8条 会長は前条の規定による実績報告兼助成金請求を受けたときは、当該書類によりその内容を審査し、適当と認めたときは申請者へ助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 会長は、偽りその他不正行為によって当該助成金の交付を受けたものに対して、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。